

改訂前	改訂後
<p>7. 入札書の記載方法及び提出方法</p> <p><u>7-1 「電子入札システム」による入札の場合</u></p> <p>(1) 入札金額</p> <p>入札参加者は次の方法により入札しなければならない。</p> <p>(ア) 入札金額については日本国通貨とする。</p> <p>(イ) 入札金額の算定にあたり、以下を確認すること。</p> <p>① 本件に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。</p> <p>② 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の<u>100分の8</u>に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の<u>108分の100</u>に相当する金額を入札金額とすること。</p>	<p>7. 入札書の記載方法及び提出方法</p> <p><u>7-1 「電子入札システム」による入札の場合</u></p> <p>(1) 入札金額</p> <p>入札参加者は次の方法により入札しなければならない。</p> <p>(ア) 入札金額については日本国通貨とする。</p> <p>(イ) 入札金額の算定にあたり、以下を確認すること。</p> <p>① 本件に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。</p> <p>② 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の<u>100分の10</u>に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の<u>110分の100</u>に相当する金額を入札金額とすること。</p>

改訂前	改訂後
<p>7. 入札書の記載方法及び提出方法</p> <p><u>7-1 「電子入札システム」による入札の場合</u></p> <p>(1) 入札金額</p> <p>入札参加者は次の方法により入札しなければならない。</p> <p>(ア) 入札金額については日本国通貨とする。</p> <p>(イ) 入札金額の算定にあたり、以下を確認すること。</p> <p>① 本件に要する一切の諸経費を含めた1名分1時間あたりの派遣料金単価（通常単価）を入札金額とすること。</p> <p>② 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の<u>100分の8</u>に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の<u>108分の100</u>に相当する金額を入札金額とすること。</p>	<p>7. 入札書の記載方法及び提出方法</p> <p><u>7-1 「電子入札システム」による入札の場合</u></p> <p>(1) 入札金額</p> <p>入札参加者は次の方法により入札しなければならない。</p> <p>(ア) 入札金額については日本国通貨とする。</p> <p>(イ) 入札金額の算定にあたり、以下を確認すること。</p> <p>① 本件に要する一切の諸経費を含めた1名分1時間あたりの派遣料金単価（通常単価）を入札金額とすること。</p> <p>② 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の<u>100分の10</u>に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の<u>110分の100</u>に相当する金額を入札金額とすること。</p>